



平成 28 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西川 正洋
(コード番号 5161 東証二部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 福岡 美朝
(TEL : 082-237-9371)

自動車用シール部品に関する米国司法省との合意について

1. 事実の概要

当社は、本年 7 月 19 日（米国時間）、米国司法省との間で、当社顧客への自動車用シール部品販売の一部に関して米国反トラスト法に違反したとして、罰金 130 百万米ドル（約 134 億円）を支払うことを主な内容とする司法取引に合意いたしました。

2. 決定の理由

当社グループは、これまで米国司法省による自動車用シール部品に関する調査に全面的に協力してまいりましたが、このたび適用法令や事実関係等を総合的に勘案した結果、同省との間で司法取引契約を締結することといたしました。

3. 業績に与える影響

本件に伴い、2017 年 3 月期第 2 四半期決算において、約 134 億円を特別損失として計上する予定です。2017 年 3 月期通期業績予想に与える影響につきましては、現在精査中であり、確定次第速やかに開示いたします。なお、本件に関連して、当社グループに対して損害賠償等を求める訴訟が提起され、又は、当社グループに対する訴訟が当社業績に影響を及ぼす可能性があります、その影響は不明です。

4. 役員報酬の自主返上

本件が当社グループおよび社会に及ぼす影響の大きさを厳粛に受け止め、代表取締役は役員報酬の 50%を 3 ヶ月、その他の取締役（社外取締役を除く）は役員報酬の 20%を 3 ヶ月間自主返上することといたしました。

5. 法令遵守の徹底と再発防止

当社グループでは、本件対応の過程で、コンプライアンス体制の強化・運営を最重要課題と位置付け、コンプライアンス推進室を設置し、競争法遵守等に関する社内ルールの強化や、全役員と全社員を対象とした教育を通じての周知・徹底をおこなうことで、コンプライアンス体制を強化、整備し、運営してまいりました。今後も引き続き、コンプライアンス体制のさらなる強化・徹底することで再発防止を図り、信頼回復に努めてまいります。

以上